

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年11月15日 鏡石町農業委員会第16回定例総会は、鏡石町役場第一会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和6年 11月 1日 (金)
- 2 会 期 令和6年 11月15日 (金) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和6年 11月15日 (金) 午前 9時30分
閉 会 令和6年 11月15日 (金) 午前10時10分

4 会議場所 鏡石町役場 第一会議室

5 招集委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 4番 小貫 剛君 |
| 8番 込山 信雄君 | 12番 斎藤 博仲君 |

6 出席委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 4番 小貫 剛君 |
| 8番 込山 信雄君 | 12番 斎藤 博仲君 |

7 欠席委員

なし

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

主事 小田川 翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第 5 号 現況確認証明申請について

開会 午前 9 時 3 0 分

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第 16 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

なお、本日は吉田事務局長が公務のため欠席となりますので、私の方で司会・進行を努めさせていただきます。

会長

それでは、会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお祈りいたします。

皆さんおはようございます。本日はこの後、農業委員会大会があるため 9 時 3 0 分から定例総会となりますが、みなさん出席ありがとうございます。あまり時間がないので、さっそく始めたいと思います。

事務局

今日は議案が 5 件と言うことで、皆様のご審議のほどよろしくお祈りいたします。

議長

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、皆無であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。
「7 番 面川 祐吉 委員」「8 番 円谷 一男 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

事務局

それでは、議事に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、このことについて、次のとおり所有権移転の許可申請がありましたので、適否の決定を求めるものでございます。

事務局 今回案件が1件になります。豊郷中地区、畑において2筆になります。単
価10a当たり、46万9千円の所有権移転になります。申請事由につきまし
ては譲受人が今回遊水地事業で居住地移転となり、移転先の近くで営農を継続
したいという事。譲渡人が規模縮小となっております。
議長 設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。
説明は以上です。

議長 議案第1号について説明が終わりました。
ここで地元委員より意見を求めます。
斎藤 12番 斎藤推進委員

斎藤 議長 議案第1号についての現地確認については、10月29日(火)、私のほか
大塚委員と実施しました。

議長 申請人の代理人、行政書士と面会し、譲受人は遊水地事業により居住地移転
となりましたが、移転先の近くで営農を希望しており、その中で譲渡人から当
該農地を譲り受け、営農継続するための所有権移転をすることに間違いな
いことを確認しました。

議長 以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

議長 (質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に
よる許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による
許可申請については、許可することに決定しました。

事務局 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いた
します。

今回、申請は1件になります。桜町地区において、畑、申請された理由とし
ましては、現在の農地が隣接する道路よりも低いという事で道路と同等の高さ
まで農地造成する為の一時転用になります。

設定される地番、面積、位置図については記載のとおりでございますが、今回
意見書の決定をもちまして、本日付で知事へ送付いたします。最後に、福島県
農業会議所への意見聴取の有無についてですが、1haを超える場合につきま
しては、農業会議所の意見が必要になっていきます。今月の11月25日に常設
審議委員会が開催されまして、こちらで説明をし、農業会議所からも意見を聴取
する予定です。なお、説明委員が今だと天栄村の会長さんが委員になっており

事務局 ますので、会長さんにも1度現場を見ていただきました事をご報告いたします。
議長 説明は以上です。

込山推進委員 議案第2号について、説明が終わりました。
ここで地元委員より意見を求めます。
8番 込山推進委員。

議長 議案第2号についての現地確認は、10月29日（火）私のほか白澤委員と実施しました。
申請人の代理人 農政開発の方と面会し、当該農地が隣接している道路より低いため、道路と同じ高さまで盛土をして排水性の向上を図るための一時転用であり、盛土後は引き続き農地として利用することを確認しました。
議長 以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

議長 （質疑・意見なし）

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 （挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については許可適当と決定しました。

事務局 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。
今回の申請は全部で3件になります。
番号1 桜岡地区において、畑、合計4筆となっております。権利の種類につきましては所有権移転、申請事由につきましては駐車場、資材置き場という事で、（顛末）案件とさせていただいております。こちら転用時期の方も記載していないのですが、顛末案件という事で既に転用してしまった後に追認という事で追加で県の許可を受けるものとなっております。施設の概要につきましては駐車場、U字溝・鉄板等の資材置場、重機等駐車場となっております。
続いて番号2 豊郷中地区において1筆、畑、権利の種類は所有権移転で、太陽光発電の設置になります。転用時期においては、許可日から令和7年5月31日となっております。
最後に番号3 豊郷中地区において、畑の1筆です。所有権移転で申請事由につきましては、農家住宅、農業用倉庫の建築になります。

事務局
議長

地番、面積、位置図については記載のとおりです。
本日の議決をもちまして、県知事に送付予定です。
事務局からは説明は以上となります。

大河原
推進委員

議案第3号について、説明が終わりました。
ここで地元委員の意見を求めます。
2番 大河原推進委員

議案第3号 番号1についての現地確認は、10月7日(月)私のほか菊地会長と実施しました。

申請人の代理人 行政書士と面会し、許可申請前に駐車場、資材置場に転用したための顛末案件である説明を受けました。

現地は土地改良区の水路が暗渠になっており、改良区より現状のままで使用するのであれば問題ないとの意見をもらっているとのことでした。

また、周辺は道路や太陽光になっており周辺の営農に影響はないことを確認しました。

議長

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

斎藤
推進委員

続いて12番 斎藤推進委員

議案第3号 番号2及び番号3についての現地確認は、10月29日(火)私のほか大塚委員と実施しました。

番号2について、申請人の代理人 行政書士と面会し、太陽光発電設備のための農地転用について、説明を受けました。

現地は、周辺農地で営農しているものの、耕作者や住民への同意を得ており転用することに影響はないことを確認しました。

また、番号3については、申請人の代理人 行政書士と面会し、住宅建築するための農地転用について説明を受けました。

現地は県道に面しており、周辺は既に宅地や雑種地となっているため、営農への影響はないことを確認しました。

議長

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

議長

(6番 手を挙げる)

稲田
委員

6番 稲田委員

議案書5ページの施設の概要と、意見書の意見決定の理由が違うのですが、正しいのはどちらでしょうか。

事務局

(事務局 手を挙げる)

議長 正しいのは議案書の通りです。こちら、太陽光発電設備と記載されていますが、正しくは、農家住宅、農業用倉庫の建築となります。正しく訂正させていただいたものを、県知事に送付させていただきます。

議長 他に質疑・意見がないようですので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定しました。

事務局 次に議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議長 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定についてご説明いたします。

議長 今回3件ございます。

議長 番号1 権利の種類につきましては賃貸借権になります。申請地は鏡田かげ沼町、田の1筆になっています。10aあたり米1俵、設定期間につきましては公告日の翌日から5年間になっております。

議長 続いて番号2 権利の種類は使用貸借権です。申請地につきましては河原地区、田の1筆となっております。使用貸借になっておりますので、こちら10aあたり無償です。設定期間につきましては、公告日の翌日から令和9年3月31日までになっております。

議長 続いて番号3 権利の種類は使用貸借権です。河原地区において田の1筆となっております。10aあたり無償で、設定期間は公告日の翌日から令和9年3月31日までになっております。

議長 地番、面積、位置図については記載のとおりです。

議長 番号2、番号3の利用権設定等の概要について、阿武隈川上流遊水地群整備事業となっております。

議長 説明は以上となります。

議長 議案第4号について、説明が終わりました。

議長 それでは質疑に入らせていただきます。

議長 発言のある方は挙手願います。

議長 (質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

事務局

次に、議案第5号 現況確認証明申請書について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第5号 現況確認証明申請について今回1件ございます。

笠石地区において、地目田、現況原野の1筆になります。現況非農地の理由としましては、農地を相続したものの相続以前から耕作されておらず、本人も県外在住であり後継者もない状況でした。また、借り手も見つからず結果として荒廃農地となったとされております。

議長

地番、面積、位置図については記載のとおりです。
説明は以上となります。

小貫
推進委員

議案第5号について、説明が終わりました。

ここで地元委員の意見を求めます。

4番 小貫推進委員

議案第5号についての現地確認は、10月29日（火）私のほか藤島委員、面川委員、事務局の4名で実施しました。

現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

議長

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

議長

（質疑・意見なし）

質疑・意見がないようですので、議案第5号 現況確認証明申請について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

議長

（挙手全員）

議長

挙手全員でございますので、議案第5号 現況確認証明申請について、非農地と判断することに決定しました。

その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

議長

（発言なし）

ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第16回定例総会を閉会といたします。

閉会 午前 10時 10分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 7番 印

署名委員 8番 印